

定期コンテナ航路誘致事業内容

- 目的：広島県内港に新たに航路開設等をしようとする船会社に対し、航路開設等の当初に生じる負担の軽減を図ることにより、船会社の航路開設等を支援するため、助成制度を設ける。
- 対象港湾：広島港（広島港出島地区国際コンテナターミナル（以下「出島地区」という。）、広島港海田地区国際コンテナターミナル（以下「海田地区」という。））及び福山港（福山港国際コンテナターミナル（以下「箕沖地区」という。））
- 助成期間：初入港または、追加寄港から1年間
- 対象期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 助成内容：入港料及び岸壁使用料の免除
 - （1）新規就航の場合：1年間全額免除、2年目半額免除
 - （2）県内他港に新たに追加寄港する場合：既に寄港している県内港の入港料及び岸壁使用料を1年間半額免除、2年目1／3免除
- 助成対象（別紙参照）：
 - 1 新規就航の場合
 - 対象期間内に初入港し、その後1年間継続して寄港することを条件とし、次のいずれかに該当するもの。ただし、外航定期コンテナ航路については、中国航路及び韓国航路は対象外とする。
 - （1）出島地区、海田地区又は箕沖地区に外航定期コンテナ航路又は内航定期フィーダー航路を新たに開設する場合。なお、同一航路において、当該3地区のうち複数地区に寄港する場合には、複数地区とも助成の対象とする。
 - （2）既に出島地区、海田地区又は箕沖地区に寄港している外航定期コンテナ航路又は内航定期フィーダー航路において、便数を増やす場合。
 - （3）既に出島地区、海田地区又は箕沖地区に寄港している外航定期コンテナ航路において、東南アジア諸国（※）に航路を延伸する場合。
 - ※：ASEAN（東南アジア諸国連合）に加盟する、タイ、ベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、マレーシア、カンボジア、ミャンマー、ブルネイ、ラオス、その他広島県が適当と認める地域
 - 2 県内他港に新たに追加寄港する場合
 - 対象期間内に、県内他港に新たに追加寄港し、その後1年間継続して寄港することを条件とし、次に該当するもの。ただし、東南アジア航路の場合のみ対象とする。

- ・既に出島地区、海田地区又は箕沖地区のいずれか一方に寄港している外航定期コンテナ航路において、新たにもう一方の地区に寄港する場合。

○ その他：

- (1) 対象期間内に県が特別に認める事情により寄港できなかった場合には、当初認めた助成対象回数に達するまで対象期間を延長する。
- (2) 港湾管理者は、就航後1年に満たない期間で寄港を休止又は中止した場合には、対象となる期間に寄港した回数に応じた入港料及び岸壁使用料相当額を徴収することができる。
- (3) 当該助成は、対象となる期間において1回限り適用するものとする。
- (4) この要領に定めのない事項で必要がある場合には、広島県と協議して定めるものとする。

- 事務手続：この制度による助成を受けようとする船会社（船舶代理店）は、所管事務所（広島港：（入港料）広島港湾振興事務所、（岸壁使用料）㈱ひろしま港湾管理センター、福山港：東部建設事務所）に免除申請書（任意様式）を提出する。

- 施行日：この取扱いは、令和6年4月1日から施行する。